

介護療養型医療施設（病院・診療所）

【介護報酬改定のポイント】

介護と医療の役割分担、他の介護保険施設との機能分化を図る観点から、長期にわたる療養の必要性が高く、要介護度の高いものの入院を評価するとともに、全体として適正化。

療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）

（看護配置6:1/介護配置3:1）

要介護1 1,193 単位 /日

要介護2 1,239 単位 /日

要介護3 1,285 単位 /日

要介護4 1,331 単位 /日

要介護5 1,377 単位 /日

→

※経過措置に従い、廃止

療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）

（看護配置6:1/介護配置4:1）

要介護1 1,126 単位 /日

要介護2 1,170 単位 /日

要介護3 1,213 単位 /日

要介護4 1,256 単位 /日

要介護5 1,299 単位 /日

→

療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）

（看護配置6:1/介護配置4:1）

要介護1 820 単位 /日

要介護2 930 単位 /日

要介護3 1,168 単位 /日

要介護4 1,269 単位 /日

要介護5 1,360 単位 /日

【介護報酬改定後の動向】

- 1日あたり費用額対前年同期比が（平成15年4～6月）-1.9%に推移

サービス提供月	平成14年			平成15年		平成15年		
	4～6月	7月～9月	10月～ 12月	1月～3月	4月～6月	4月	5月	6月
1日あたり費用額 (円)	14,917	15,078	15,103	14,951	14,635	14,190	14,814	14,900
(対前年同期比)	-2.3%	-1.0%	0.6%	2.3%	-1.9%	-4.8%	-0.3%	-0.6%

* 国民健康保険中央会発表資料

【介護報酬改定のポイント】

重度療養管理の新設

介護保険適用病床と医療保険適用病床の機能分化を図る一方で、介護保険と医療保険の制度の狭間で患者の受け入れ先がなくなることを防ぐため、要介護4または要介護5であって、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態など常時医師による医学的管理が必要な状態にあるものに対して、療養上の適切な処置と医学的管理を行った場合を評価。

重度療養管理 (新設) → 120単位 /日

【介護報酬改定後の動向】

- 重度療養管理の算定割合は、介護療養型医療施設全体で（平成15年4月）6.4%から（平成15年6月）7.2%に推移。

15年4月

	要介護4	要介護5	全体
回数	21,137	214,460	235,597
レセプト件数	964	8,211	9,175
施設サービス費回数に対する割合	1.9%	12.3%	6.4%

15年5月

	要介護4	要介護5	全体
回数	21,847	247,007	268,854
レセプト件数	995	9,168	10,163
施設サービス費回数に対する割合	1.9%	12.9%	6.8%

15年6月

	要介護4	要介護5	全体
回数	21,309	256,071	277,380
レセプト件数	955	9,632	10,587
施設サービス費回数に対する割合	1.9%	13.6%	7.2%

*介護給付費実態調査

（当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等に基づいて集計しており、一般的に当該審査月の前月がサービス提供月である。）

【介護報酬改定のポイント】

リハビリテーションの体系的な見直し

従来の集団療法を中心とした評価は、基本報酬に包括化し、個別的なリハビリテーションを加算で評価。

理学療法(Ⅰ)	200-175 単位 /日	理学療法(Ⅰ)	250 単位 /回
理学療法(Ⅱ)	185-160 単位 /日	理学療法(Ⅱ)	180 単位 /回
理学療法(Ⅲ)	100 単位 /日	理学療法(Ⅲ)	100 単位 /回
理学療法(Ⅳ)	65 単位 /日	理学療法(Ⅳ)	50 単位 /回
作業療法(Ⅰ)	200-175 単位 /日	作業療法(Ⅰ)	250 単位 /回
作業療法(Ⅱ)	185-160 単位 /日	作業療法(Ⅱ)	180 単位 /回
言語療法	135 単位 /日	言語聴覚療法(Ⅰ)	250 単位 /回
		言語聴覚療法(Ⅱ)	180 単位 /回

ADL 加算 (新設) → 30 単位 /回

※病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に算定。

【介護報酬改定後の動向】

- 日常生活活動訓練加算（ADL加算）の算定割合は、理学療法で17.2%、作業療法で14.2%。（平成15年6月サービス分）

介護療養型医療施設・リハビリテーションの算定状況（平成15年6月サービス分）

理学療法の状況

(単位:回)

	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
理学療法の算定回数						
理学療法(Ⅰ)	86,840	3,913	8,812	14,299	27,094	32,722
理学療法(Ⅱ)	318,268	10,777	23,982	48,222	104,365	130,922
理学療法(Ⅲ)	145,073	6,179	11,049	19,100	48,323	60,422
理学療法(Ⅳ)	270,647	12,204	20,137	34,097	83,485	120,724
1人当たり算定回数						
理学療法(Ⅰ)	11.4	12.5	13.1	12.9	11.8	10.2
理学療法(Ⅱ)	10.7	11.4	11.6	11.6	11.0	10.1
理学療法(Ⅲ)	12.8	15.0	14.2	13.7	13.0	12.1
理学療法(Ⅳ)	15.9	19.0	17.4	16.6	15.8	15.4
日常生活活動訓練加算の算定状況						
理学療法(Ⅰ)～(Ⅲ)算定回数 (A)	550,181	20,869	43,843	81,621	179,782	224,066
理学療法日常生活活動訓練加算算定回数 (B)	94,530	3,118	8,199	16,471	35,485	31,257
理学療法における算定割合 (%) (B)÷(A)	17.2%	14.9%	18.7%	20.2%	19.7%	13.9%